

令和3年3月24日

### 来庁による年金相談サービスの再開について

本年1月7日に政府から緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、本連合会においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、来庁による年金相談サービスを一時休止していたところです。

本年3月21日をもって首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）の緊急事態宣言が解除されたことを受け、3月24日より来庁による年金相談サービスを再開しましたので、お知らせします。

#### 【相談受付時間について】

月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで